

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により，大規模小売店舗の変更の届出がありましたので，法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告するとともに，その届出を縦覧に供します。

なお，この公告に関し，大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は，法第8条第2項に基づき，この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成22年1月22日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

京都機械工具株式会社

代表取締役社長 宇城邦英

京都市伏見区下烏羽渡瀬町101番地

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンタートバポ

京都市伏見区下烏羽渡瀬町101番地外6筆

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小	株式会社西友 代表執行役 エドワード・ジェ	合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャ

売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ームズ・カレッジッスキー 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社キャップ書店 代表取締役社長 天野隆司 大阪市港区弁天一丁目2番2号 外1者	パン・ホールディングス合同会社 職務執行者 エドワード・ジェームズ・カレッジッスキー 東京都北区赤羽二丁目1番1号 外1者
-----------------------------------	---	---

(3) 変更年月日

平成21年9月1日

3 届出年月日

平成22年1月8日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成22年1月22日(金)から平成22年2月22日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成22年2月22日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)